

○渡島廃棄物処理広域連合長の職務代理者の順序に関する規則

(平成19年3月26日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は渡島廃棄物処理広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序について定めるものとする。

(職務代理)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき渡島廃棄物処理広域連合長の職務を代理する副広域連合の順序は、関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長を第1位とする。

第3条 前条の副広域連合長に事故あるとき、又は欠けたときは関係市町の長のうちから選任された副広域連合長が協議のうえ、その職務を代理する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。